自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月十六日

内閣総理大臣　菅　義偉

**政令第三百五十三号**

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第九中「五十六年」を「五十七年」に、

| | |
|---|---|
| 二等陸佐<br>二等海佐<br>二等空佐 | 五十五年 |
| 三等陸佐<br>三等海佐<br>三等空佐 | 五十五年 |

を

| | |
|---|---|
| 二等陸佐<br>二等海佐<br>二等空佐 | 五十六年 |
| 三等陸佐<br>三等海佐<br>三等空佐 | 五十六年 |

に改める。

**附　則**

この政令は、令和二年十二月三十一日から施行する。

防衛大臣　岸　信夫

内閣総理大臣　菅　義偉